

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 23.4.27 第 177 回国会第 11 号

4月27日(水) 第11回の委員会が開かれました。

- 1 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(内閣提出第23号)
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)
- ・細川厚生労働大臣、小宮山厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・柚木道義君外2名(民主、自民、公明)提出の に対する修正案について、提出者柚木道義君(民主)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・ に対する修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
(賛成 民主、自民、公明、共産、社民、みんな)
 - ・ に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
(賛成 民主、自民、公明、共産、社民、みんな)
 - ・ について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 民主、自民、公明、共産、社民、みんな)
 - ・両案に対し渡辺周君外2名(民主、自民、公明)から提出された附帯決議案について、田村憲久君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
(賛成 民主、自民、公明、共産、社民、みんな)

(質疑者及び主な質疑内容)

初 鹿 明 博君(民主)

- ・求職者支援制度の給付金は、失業して実家に帰り、親に資産がある場合等、不支給になる例がある。給付金が支給されるよう世帯要件を柔軟に運用すべきではないか。
- ・収入が途絶え家賃を支払うこともままならない失業者もいることから、求職者支援制度の給付金と住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当の併給を認めるべきではないか。
- ・東日本大震災の被災地は訓練施設も甚大な被害を受けており、職業訓練が実施できるよう仮設の訓練場所を設置すべきではないか。

宮 崎 岳 志君(民主)

- ・現行の緊急人材育成支援事業では、訓練実施機関としての認定や求職者の受講コースの決定に当たっての運用が恣意的だと苦情が非常に多かった。求職者支援制度においてはガイドライン等を定めて公正、透明な運用とすべきではないか。
- ・東日本大震災の影響による旅館、ホテル等の経営、雇用の悪化の状況をどのように把握し、どのような対策を行っているのか伺いたい。
- ・雇用調整助成金の休業計画届の事後提出等の特例措置に

ついて、震災後に休業していることが明らかである被災地以外の旅館、ホテルにも拡大すべきではないか。

平 山 泰 朗君(民主)

- ・求職者支援制度の費用を雇用保険料から支出すると、今後、雇用保険料率が上昇することになるのではないか。
- ・現行の緊急人材育成支援事業では都市部では訓練実施機関が多く、地方では不足している。求職者支援制度ではこの地域間格差をどう是正するつもりか。
- ・緊急人材育成支援事業による訓練は、供給過多になっている職種のものも多く実務経験を有しないと採用されないなど就職に役立っていない。求職者支援制度では就職に役立つ訓練とすべきではないか。

田 村 憲 久君(自民)

- ・東日本大震災の復興財源に回される基礎年金の国庫負担割合引上げ分の財源については、今年度内に、かつ一括による返済が行われるように担保すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・雇用保険が受給できない者を対象とする求職者支援制度について、雇用保険の附帯事業とし、雇用保険の財源を

使用する理由はなにか。

- ・現在の緊急人材育成支援事業及び新たな求職者支援制度における給付要件については、東日本大震災で被災された方々が利用しやすくなるような緩和策を講じるべきではないか。

長 勢 甚 遠君（自民）

- ・なぜ緊急人材育成支援事業を求職者支援制度に変えるのか、同事業に問題点があるのか、制度を変える理由を伺いたい。
- ・求職者自身が働く努力をすることが基本であり、平時において緊急人材育成支援事業を恒久化することは、モラルハザードを招き不適切と考える。同事業を延長すればよく、なぜ恒久化するのか。
- ・求職者支援制度については、雇用保険財源を用いず一般財源のみで行うべきではないか。

松 浪 健 太君（自民）

- ・生活保護受給者数が増加しているが、厚生労働省はその特徴と原因についてどのように分析しているのか。また、生活保護制度は高齢者世代と稼働世代に区分けする必要性があるのではないか。
- ・トラック運送業では最低車両保有台数等の規制緩和が行き過ぎであったが、その規制緩和の見直しを凍結する動きがあることに対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・緊急人材育成支援事業による訓練実施機関の認定基準の内容や訓練実施機関に対して立入検査を行う基準はどうなっているのか。また、現在までの認定訓練機関の認定取消しの数及びその理由を伺いたい。

菅 原 一 秀君（自民）

- ・東日本大震災の直接的な被害についても雇用調整助成金の特例の対象にすべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・東日本大震災に係る雇用保険の特例支給の対象に取引先等が被災した事業所が休業した場合等も加えるべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・求職者支援制度について、モラルハザードを防止するため、雇用保険受給終了後一定期間は給付の対象から除外すべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

あ べ 俊 子君（自民）

- ・災害拠点病院の指定基準について明確に見直すことが必要と考えるが今後の見直し時期について伺いたい。
- ・災害時に衛生材料の流通が止まっても対応できるように訪問看護ステーションにストックする仕組みやこれらの

取組みへのインセンティブを設けるべきではないか。

- ・求職者支援制度の給付額を一律10万円とする一方で雇用保険制度の求職者給付額が10万円未満の者もいることについてどのように考えるか伺いたい。

坂 口 力君（公明）

- ・基礎年金国庫負担割合の2分の1と36.5%との差額分について、平成23年度の財源はどのように確保するつもりなのか。また、東日本大震災の復興財源の確保を優先して積立金で賄う措置を認めると、来年以降も同様の対応を求められることが予想されることについて、厚生労働大臣の所見を伺いたい。
- ・東日本大震災の被災地における社会保険料の取扱いを確認したい。また、保険料を免除する特例措置が実施された場合には震災発生時から遡及して適用できることとなるのか伺いたい。
- ・緊急人材育成支援事業のこれまでの実績と、求職者支援法として制度を恒久化するにあたってどのような点を見直す必要があると考えるか伺いたい。

高 橋 千 鶴子君（共産）

- ・求職者支援制度について、供給とニーズの地域ごとの相違を調整する方法について伺いたい。
- ・訓練実施機関へ支払われる奨励金を目当てとした不適切な訓練コースが設定されることを防止する方策について伺いたい。
- ・提案されている求職者支援制度では、雇用保険と生活保護の隙間を埋めることは難しいため、雇用保険の給付をより一層充実させるべきではないか。

阿 部 知 子君（社民）

- ・東日本大震災の影響で失業した被災者に対する職業訓練にどのように取り組んでいくのかお尋ねしたい。また、被災地の職業訓練施設の復旧に向けての取組についても伺いたい。
- ・ジョブ・カードを交付する登録キャリア・コンサルタントの質を拡充していくべきではないか。また、商工会議所を活用したジョブ・カード普及の仕組みを継続していくべきではないか。

柿 澤 未 途君（みんな）

- ・厚生労働省が実施してきた就職活動困難者支援事業、長期失業者支援事業、新卒インターンシップ事業の反省を踏まえた上で求職者支援制度を運営しなくては実効性のある仕組みができないのではないか。
- ・求職者支援制度を創設するに当たっては、給付金を支給

するのではなく、貸付することにより就労インセンティブが働くような仕組みとすべきではないか。また、ハロワークの機能を評価するため、制度利用者の就職実績について公表すべきではないか。

2 委員派遣承認申請に関する件について協議決定しました。